

令和2年12月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年12月23日（水）午後1時30分より、野津中央公民館 多目的ホールにおいて、会長が12月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 3番 内藤 康弘 委員 4番 藤嶋 祐美 委員
5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員 7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員
9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹 酒井 俊光 主幹

付議議案

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第66号 非農地証明願いについて
議案第67号 農用地利用集積計画の決定について
議案第68号 農用地利用配分計画案の意見聴取について
議案第69号 白杵市農業委員会選挙規程の変更について

議 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号6番 佐藤 幸子委員と、議席番号7番 柳井 博之委員に議事録署名をお願い致します。
本日は追加議案が提出されておりますので、この件につきまして、委員みなさまから承認をいただきたいと思っております。
「臼杵市農業委員会選挙規程の変更について」を追加議案として承認をよろしいでしょうか。承認する方は挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、「臼杵市農業委員会選挙規程の変更について」を追加議案として承認することに決定致しました。
それでは、ただいまから議案審議に入ります。
議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、関係者が2名おりますので、臼杵市農業委員会会議規則第11の規定により、ご退席をしていただきと思っております。

議 長 議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページとなります。

議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 12 月 23 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 363 m² 他 1 筆 合計 577 m² を、所有権移転をするものです。なお、この案件については空き家バンク制度を利用した申請となります。下限面積については 30a 以下となっております。

番号 2、畑 195 m² を、耕地拡張のため所有権移転するものです。

番号 3、畑 257 m² 他 1 筆 合計 769 m² を、所有権移転するものです。なお、この案件については空き家バンク制度を利用した申請となり、下限面積は 30a 以下となっております。

番号 4、畑 2,520 m² を、交換により所有権移転するものです。

番号 5、畑 567 m² を、交換により所有権移転するものです。

番号 6、畑 442 m² を、耕地拡張のため所有権移転するものです。

番号7、畑 555 m² 他2筆 合計2,828 m² を、所有権移転するものです。なお、この案件については空き家バンク制度を利用した申請となり、下限面積は30a以下となっております。

番号8、畑 456 m² を、耕地拡張のため所有権移転するものです。

番号9、畑 753 m² 他9筆 合計10,650 m² を、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号10、畑 211 m² 他2筆 合計1,113 m² を、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号11、田 262 m² 他5筆 合計7,135 m² を、耕地の拡張のため所有権移転するものです。なお、この案件については、10月総会において申請があり許可していましたが、登記申請前に譲渡人の死亡により、相続人が今回再度申請するものです。

番号12、田 7.94 m² 他15筆 合計4149.94 m² を、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号13、畑 469 m² 他1筆 合計1,044 m² を、耕地の拡張のため所有権移転するものです。なお、この案件については譲受人の住所が県外となっておりますが、現在は臼杵市内に住んでおり昨年ごろより農業を行っています。

番号14、畑 255 m² 他1筆 合計1,226 m² を、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号15、畑 449 m² を、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

以上、3条申請15件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件を満たすものと考えられます。

12月17日に実施しました現地調査について、調査委員2名より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請15件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤嶋委員 私、藤嶋より、12月17日に柳井委員、事務局の首藤さんと実施しました議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1の申請地の畑について、贈与により所有権を取得するものです。

譲渡人は、申請地の横に空き家バンクに登録された住宅を所有しており、このたび譲受人が住宅を購入するにあたり、農地については贈与を受けることになったものです。申請地は空き家バンク物件の横にある2筆の畑で、草刈りにより管理され、一部で果樹が栽培されています。許可後は露地野菜の耕作も予定しているとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅裏にある1筆の畑で、露地野菜が栽培されています。許可後は引き続き露地野菜の栽培を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地の田および畑について、売買により所有権を取得するものです。

譲渡人は、申請地の横に空き家バンクに登録された住宅を所有しており、このたび譲受人が住宅と付随する農地を購入することになったものです。申請地は空き家バンク物件の横にある1筆の田と1筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の栽培を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請地の畑について、交換により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、耕起等により管理されています。許可後はニンニクの栽培を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の申請地の畑について、交換により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、譲受人所有の農業施設の一角にあります。許可後はこれまで同様、花卉の栽培を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号6の申請地の畑について、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、農業用倉庫とハウスがあり、ハウスではシイタケとキウイが栽培されています。許可後もこれまでと同様の利用をするとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号7の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

譲渡人は、申請地の横に空き家バンクに登録された住宅を所有しており、このたび譲受人が住宅と、付随する農地を購入することになったものです。申請地は空き家バンク物件の横にある3筆の畑で、近年は休耕地となっています。許可後は露地野菜の栽培を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号8の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後露地野菜の栽培を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号9の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は10筆の畑で、一部は草刈り等により管理されていますがその他は休耕地となっています。許可後は土づくりを行った後に露地野菜の

栽培を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号10の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畑で、草刈り等により管理されています。譲受人は造園業を営んでおり、許可後は庭木の栽培を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号11の申請地の田及び畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の田と2筆の畑で、水稻と露地野菜が栽培されています。許可後も同様の利用を行うとのことです。なお、本件については10月総会に諮った案件ですが、許可後に譲渡人が亡くなったため再度申請となったものであります。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号12の申請地の田及び畑について、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田と14筆の畑で、主に果樹園として利用されています。許可後も同様の利用を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号13の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地の横には譲渡人所有の住宅があり、譲受人が農地とともに購入することになっています。申請地は2筆の畑で、露地野菜が栽培されています。許可後も同様の利用を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号14の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、露地野菜が栽培されています。許可後も同様の利用を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審

査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号 15 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後、大根等露地野菜の栽培を行うとのことです。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 15 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。次に担当地区の推進委員さんより報告をお願い致します。まず、第 18 地区の北迫推進委員さん。

北 迫 第 18 地区、推進委員の北迫です。

推進委員 番号 1 の申請地の畑について、贈与により所有権を取得するものです。申請地は空き家バンク物件の横にあり、今後耕作を行うとのことです。特に問題はないと思われま

議 長 続きます、第 8 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政 第 8 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 2 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。申請地は譲受人の自宅の裏にあり、すでに耕作を行っています。特に問題はないと思われま

議 長 次に第 22 地区の吉高推進委員さん。

吉 高 第 22 地区、推進委員の吉高です。

推進委員 番号 4 と 5 の申請地の畑について、交換により所有権を取得するものです。番号 4 の申請地については、今後露地野菜を栽培する予定になっ

ており、番号5については譲受人が設置したハウスが建っており、今後も花卉の栽培を行います。特に問題はないと思われま

番号6の申請地の畑について、贈与により所有権を取得するものです。申請地は譲渡人の自宅の近くにあり、農業用倉庫とハウスが建っています。許可後もこれまでと同様の利用をすることです。特に問題はないと思われま

番号8の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。申請地は1筆の畑で、今後露地野菜の栽培を行うとのこと

番号11の申請地の田及び畑について、売買により所有権を取得するものです。内容については10月と同様であり、特に問題はないと思われま

議長 続きまして、第10地区の武氏推進委員さん。

武氏 第10地区、推進委員の武氏です。

推進委員 番号7の申請地は、空き家バンク物件とともに3筆の畑について売買により所有権を取得するものです。申請地は空き家バンク物件の横にある3筆の畑で、近年は休耕地となっています。許可後は露地野菜の栽培を行うとのこと

議長 続きまして、第9地区の佐藤清二推進委員さん。

佐藤清 第9地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号3の申請地の田および畑について、売買により所有権を取得するものです。申請地は空き家バンク物件の横にあり、許可後は露地野菜の栽培を行うとのこと

番号 13 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。譲受人は申請地の横にある譲渡人所有の家に住んでおり、申請地のほかにも耕作を行っています。特に問題はないと思われま

番号 14 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。申請地は 2 筆の畑で、すでに譲受人が利用されています。特に問題はないと思われま

議 長 第 11 地区の玉井推進委員さん。

玉 井 第 11 地区、推進委員の玉井です。

推進委員 番号 9 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。申請地は譲受人が購入する住宅の周辺にあります。一部は草刈り等により管理されていますがその他は休耕地となっています。許可後は露地野菜の栽培を行うとのことです。特に問題はないと思われま

議 長 続きまして、第 15 地区の葛城推進委員さん。

葛 城 第 15 地区、推進委員の葛城です。

推進委員 番号 10 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。申請地は 3 筆の畑で、許可後は庭木の栽培を行うとのことです。特に問題はないと思われま

議 長 次に第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 15 の申請地の畑について売買により所有権を取得するものです。許可後は大根等露地野菜の栽培を行うとのことです。特に問題はないと思われま

議 長 　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 　　質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。それでは退席していましたが 2 名に着席するようお願い致します。

— 着席 —

議 長 　　次に、議案第 64 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 　　10 ページとなります。

議案第 64 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 12 月 23 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 367 m² 他 1 筆 合計 439 m² について、昭和 46 年頃より住宅敷地内にある駐車場として利用している土地です。農地の区分は 2 種農地となります。なお、この案件については追認となります。

以上、4条申請1件については、立地基準、一般基準を満たしていると考えられますが、本件についても、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。4条申請1件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井より、12月17日に実施しました議案第64号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト
委 員 と合わせて報告します。

番号1の畑について駐車場として利用するものです。申請地は2筆の畑で、昭和46年頃より駐車場として利用されています。この件について
始末書が提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、地元の推進委員さんより報告をお願いいたします。第22地区の吉高推進委員さん。

吉 高 第22地区、推進委員の吉高です。

推進委員 番号1の畑について、駐車場として利用するものです。申請地はすでに駐車場になっていますが、周囲の農地には特に影響はありません。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 64 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 64 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 13 ページとなります。

議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 12 月 23 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 72 m² 外 1 筆 合計 370 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、畑 337 m² 外 3 筆 合計 518 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、畑 39 m² 外 1 筆 合計 500 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 4、畑 341 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 5、畑 287 m² 外 1 筆 合計 482 m² について、使用貸借権の設定を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

以上、5条申請5件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請5件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳井委員 私、柳井より、12月17日に実施しました議案第65号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は2筆の畑で、現在は休耕状態にあります。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は4筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は2筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 5 の畑について使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は 2 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5 条申請 5 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きます、地元の推進委員さんより報告をお願いいたします。第 6 地区の遠藤推進委員さん。

遠 藤 第 7 地区、推進委員の遠藤です。

推進委員 番号 1 の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。周辺は住宅地になっており、特に周辺の農業への影響はないと思われます。

議 長 第 5 地区の安東推進委員さん。

安 東 第 5 地区、推進委員の安東です。

推進委員 番号 2 の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は小学校の裏手にあり、最近住宅の建築が進んでいる地域です。特に周辺の農業への影響はないと思われます。

議 長 続きます、第 18 地区の北迫推進委員さん。

北 迫 第 18 地区、推進委員の北迫です。

推進委員 番号 3 の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は住宅地の中にあり、特に周辺の農業への影響はないと思われます。

議 長 次に、第8地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政 第8地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号5の畑について、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は住宅と道路に囲まれた一角にあり、特に周辺の農業への影響はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第66号 非農地証明願いの案件につきましては、1名が関係者でありますので、ご退席をお願い致します。

－ 退席 －

議 長 議案第66号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 18 ページとなります。

議案第 66 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 12 月 23 日 臼杵市農業委員会 会長 足田 忠公

番号 1、田 182 m²の土地については、永年耕作されず山林原野化した土地となります。

チェックリストについては、③の荒廃化し農地に復元しても周囲の状況から継続して農地の利用ができない土地に該当し、アからオの要件を満たしている土地に該当します。

番号 2、田 59 m²の土地については、昭和 49 年 11 月に転用許可の土地です。

チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し非農地化した土地に該当します。

番号 3、畑 545 m²の土地については、昭和 60 年頃より耕作されず山林原野化した土地になります。

チェックリストについては、③の荒廃化し農地に復元することが困難な土地に該当し、アからオの要件を満たしている土地に該当します。

番号 4、田 383 m² 他 2 筆 合計面積 805 m²の土地については、昭和 50 年頃より耕作されず山林原野化した土地になります。

チェックリストについては、③の荒廃化し農地に復元することが困難な土地に該当し、アからオの要件を満たしている土地に該当します。

番号 5、畑 231 m² 他 1 筆 合計 538 m²の土地については、永年耕作されず山林原野化した土地になります。

チェックリストについては、③の荒廃化し農地に復元することが困難な土地に該当し、アからオの要件を満たしている土地に該当します。

以上、非農地証明願 5 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第 66 号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 66 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
それでは退席していました 1 名に着席するようお願い致します。

－ 着席 －

議 長 再開致します。次に議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 22 ページとなります。
議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 12 月 23 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 12 号）「令和 2 年 12 月 23 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。
この利用権設定集計表は令和 2 年 11 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの合計で説明します。田については、26,693 ㎡、28 筆、畑については、22,501 ㎡、19 筆です。合計面積は 49,194 ㎡、47 筆となります。
次に貸手、借手ですが、貸し手が 24 名に対しまして、借り手が 22 名となります。下段については、畑 971 ㎡ 2 筆の所有権移転となります。

以上、簡単ではございますが、令和2年12月23日公告予定の農用地利用集積計画（第12号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第67号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第67号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。
次に、議案第68号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次長 23ページです。

議案第68号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和2年12月23日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次長 別冊の農用地利用配分計画案で説明します。2ページをご覧ください。
畑1筆 面積3,507㎡ を配分するものです。
以上、農用地利用配分計画案1件をご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 68 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第 68 号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。
次に、追加議案第 69 号 臼杵市農業委員会選挙規程の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 69 号 臼杵市農業委員会選挙規程の変更について、臼杵市農業委員会選挙規程第 3 条第 2 項について、「互選会は一般選挙後、最初の会議において行う」を、「互選会は市長任命後、最初の会議において行う」に変更したいので提案する。
令和 2 年 12 月 23 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページに詳細が載っておりますので、一読していただきたいと思います。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、追加議案第 69 号 臼杵市農業委員会選挙規程の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、追加議案第 69 号 臼杵市農業委員会選挙規程の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。
以上で、本日の議案審議はすべて終了致しました。お疲れ様でした。